許可番号　０２１２１２０２２９６

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目３５番地

氏　　名　ＫＳＣ株式会社
代表取締役　佐久間　裕之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県揖斐県事務所長

許 可 の 年 月 日　　令和　５年　７月２３日
許 可の有効年月日　　令和１０年　７月２２日

１　事業の範囲
（１）中間処理（圧縮２）
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記８品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　８種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
（２）中間処理（選別）
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記８品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　８種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
（３）中間処理（圧縮３）
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記８品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　８種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
（４）中間処理（破砕）
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
上記７品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　７種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

２　事業の用に供するすべての施設
（１）種　　類：圧縮２施設
設 置 場 所：岐阜県揖斐郡大野町大字本庄字村前３３３番１　外５筆

SAMPLE

許可番号　０２１２１２０２２９６

設置年月日：令和５年４月２０日
処理能力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　1526.4t／日（95.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
紙くず　1308.8t／日（81.8t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
木くず　1203.2t／日（75.2t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
繊維くず　278.4t／日（17.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ゴムくず　1137.6t／日（71.1t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　2228.8t／日（139.3t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　1972.8t／日（123.3t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
がれき類　2659.2t／日（166.2t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　８種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

（２）種　　類：選別施設
設置場所：岐阜県揖斐郡大野町大字本庄字村前３３３番１　外５筆
設置年月日：令和５年４月２０日
処理能力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
紙くず　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
木くず　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
繊維くず　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ゴムくず　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
がれき類　70.72t／日（4.42t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　８種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

（３）種　　類：圧縮３施設
設置場所：岐阜県揖斐郡大野町大字本庄字村前３３３番１　外５筆
設置年月日：令和５年１０月１３日
処理能力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　113.6t／日（7.1t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

SAMPLE

許可番号　０２１２１２０２２９６

紙くず　99.2t／日（6.2t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
木くず　304t／日（19t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
繊維くず　136t／日（8.5t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ゴムくず　206.4t／日（12.9t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　321.6t／日（20.1t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　337.6t／日（21.1t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
がれき類　150.4t／日（9.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　８種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

（4）種　　類：破砕施設
設　置　場　所：岐阜県揖斐郡大野町大字本庄字村前３３３番１　外５筆
設 置 年 月 日：令和６年１月５日
処　理　能　力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　3.2t／日（0.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
紙くず　3.2t／日（0.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
木くず　4.8t／日（0.6t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
繊維くず　4.64t／日（0.58t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ゴムくず　4.88t／日（0.61t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　5.6t／日（0.7t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　4.88t／日（0.61t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　７種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

３　許可の条件
なし

４　許可の更新又は変更の状況
平成３０年　７月２３日　産業廃棄物処分業許可（新規）
令和　５年　７月２３日　産業廃棄物処分業許可（更新）
令和　６年　１月１８日　産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和　６年１０月１０日　産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和　８年　１月２９日　産業廃棄物処分業変更届（書換）

５　規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　[無]

SAMPLE